

別添 2

補助金に係る事務手続きにおける留意事項

これまでの上半期分の実績報告の審査を踏まえ、補助金に係る事務手続きにおいて以下のことにご留意いただきますようお願いいたします。

(1) 第13号様式の1～9、第14号様式の1～2に関するもの

	事 例	留意事項
ア	所定欄に被保険者番号及び確認番号が記載されていない。	各様式の注3より、事業所や施設において、「 <u>本様式の記入事項が含まれる資料</u> を作成している場合は、その資料を本様式に替えることができるものとする。」となっていますので、必ず被保険者番号と確認番号を記載してください。
イ	被保険者番号及び確認番号が誤っている。	必ず被保険者の「介護保険被保険者証」および「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」の内容を確認し、被保険者番号及び確認番号を所定欄に記載してください。
ウ	確認証の発行されていない被保険者（軽減対象外の被保険者）が記載されている。	
エ	浜松市外の軽減対象者について記載されていない。	各様式の注2より、「 <u>軽減対象者は市町村ごとに整理し、市町村ごとの小計額を記入する</u> 」となっていますので、 <u>必ず浜松市外の軽減対象者についても記載してください</u> （浜松市外の軽減対象者に関しては、領収書の写しの提出は不要です）。また、市町村ごとの小計も記載してください。
オ	「1割負担額軽減額」「食費軽減額」「居住費軽減額」について、円未満の端数を四捨五入（または切り上げ）している。	「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費に対する補助金の交付の手引き」13ページ（ <u>補助金に係る事務手続き</u> ＜Ⅱ 軽減額の算定等の留意事項について＞ 1 計減額の算定（3）端数処理）のとおり、 <u>軽減額に1円未満の端数が出る場合は、その端数を切り捨てる取扱いとしています。</u> 必ず1円未満の端数を切り捨てる取扱いとしていただきますようお願いいたします。 ⇒ 介護給付費の軽減額実績に、第13号様式および第14号様式の1割負担額軽減額欄を合わせてください。

	事例	留意事項
カ	<p>利用者負担第2段階の被保険者について、一律に高額介護サービス費の適用を優先する取扱いとしているため、被保険者が月途中で施設入所をした場合など、被保険者本人にとって軽減が十分になされていない。</p> <p>[例]</p> <p>社会福祉法人利用者負担軽減対象者で、ある月が1割負担 18,000 円、高額介護サービス費上限額 15,000 円とする。</p> <p>①軽減を適用した場合</p> <p>1割負担 18,000 円 × 25/100 = 4,500 円 (軽減額) ⇒ 最終の本人負担 13,500 円</p> <p>②軽減を適用しなかった場合</p> <p>1割負担 18,000 円 高額介護サービス費 3,000 円 ⇒ 最終の本人負担 15,000 円</p>	<p>「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知)の別添2「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」4-(2)において、「…利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、<u>本事業に基づく軽減を上回る軽減</u>がなされることから…当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。」とされています。</p> <p>しかし、左欄の例のように本事業による軽減を適用しないと被保険者本人の軽減が十分になされない場合には<u>本事業に基づく軽減を実施する取扱い</u>とし、必ず高額介護サービス費の適用と本事業による軽減とを比較して被保険者本人の軽減が十分に図られる取扱いとしていただきますようお願いします。</p>

(2) 第6号様式に関するもの

	(事例)	(留意事項)
ア	<p>複数のサービス種別の事業所を併設している場合など、1枚の第6号様式に複数の事業所の内容を記載している。</p>	<p>様式の注1より、「対象サービス及び事業所(施設)ごとに作成する」となっていますので、当該様式は<u>対象サービスおよび事業所(施設)ごと</u>に作成をしてください。また、介護サービスと介護予防サービスを一体的に提供している場合も、当該様式は<u>別々</u>に作成をしてください。</p>

(3) 本人の領収書と給付実績とが一致しない事例について

	(事例)	(留意事項)
ア	<p>本人の領収書においては介護サービスの利用が確認されるが、国保連への介護給付費の請求実績が無かった。</p>	<p>再度、介護給付費の請求内容を確認してください。社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業については、正しい請求内容で軽減額等を算出してください。</p>
イ	<p>国保連への請求では加算分の請求があるが、本人の領収書においては当該加算の請求が無かった。</p>	